

◆三十一番（今井光子）（登壇）議第五十六号、**ならの地域医療を守り育てる条例案**につきまして、日本共産党を代表いたしまして、賛成討論をさせていただきます。

さきの厚生委員会におきましては、もう少し時間をかけて県民合意を得られる宣言の形でまとめてはどうかと提案いたしました。ここで結論を出すということで、やむなく反対といたしました。この間、厚生委員長を中心に、常任委員会としては、かつてない学習や専門家との懇談を重ねてまいりました。委員会構成が一年間と限られ、六月改選を迎える中では、やむなしと判断し、奈良の医療を守り育てるという一致点で、この条例がそのスタートに立つものとなるようお願い、賛成することといたしました。

奈良県におきましては、妊婦の死亡事故という不幸な出来事をはじめ、地域医療が危機的状況であることに、県民の方々が県に最も望む施策として、医療をよくしてほしいということが挙げられてまいりました。荒井知事は、就任と同時に、地域医療等対策協議会を設け、県内の関係者が一堂に会し、各部会で実情をつかみ、問題点を共有し、できるところから必要な施策を実施されてまいりました。議会におきましても、条例をつくることで医療をよくすることを応援しようとの議論が始まってきました。

健康に生きることは、すべての人の権利であり、それを保障することは地方自治体の責務です。この条例で最も大切な点は県の責務であり、第四条の第一項、県は、地域の実情に応じた施策の策定と実施。またその二項で、医療体制の確保に努める。三項には、医療の情報提供。また四項には、県は、県民、医療従事者等、県民の組織する団体が自発的に行う地域医療を守り育てる活動が促進されるよう、必要な助言及び情報の提供に努めるものとする。と書かれております。今後の県民とともに医療を改善する上で役立つものと考えます。

病気になりたくてなる人はいません。当初、県民の責務として適切な医療の受診が書かれておりましたが、県民の努力に書きかえられました。しかし、適切な受診を求めることは、受診抑制につながりかねない問題が懸念されます。今日、お金がなくて必要な医療を受けられない、医療を受けたくても身近に医療機関がないなど、県民の置かれている実態を改善できるよう、今後具体的な施策に反映し、だれもが安心して医療が受けられるようにしていきたいと思えます。県民に一定の努力を求める場合には、条例制定過程における県民参加が必要ではなかったかと考えますが、次に生かせるように期待をいたします。

党派を超えて、医療をよくしようという一致点でまとめ上げたことは、今後の奈良の地域医療の前進に寄与するものと考えます。日本共産党は、これまでも、またこれからも、奈良の医療をよくするために力を尽くしてまいりる決意を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（川口正志） これをもって討論を終結します。

お諮りします。

議第五十六号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。